

防災隨想

消防法改正の意味

小林恭一
総務省消防庁予防課長

消防法の改正が4月22日に国会で成立しました。この改正は、昨年9月1日に発生して44人の死者を出した新宿歌舞伎町の雑居ビル火災の教訓を踏まえたものです。本稿では、その概要を整理するととともに、これがどんな意味を持っているかを考えてみましょう。

今回の改正内容の主なものは2つあります。

一つは、小規模雑居ビルなどに消防法違反が横行している実態を踏まえ、違反処理を厳正に執行できるようにするために法律上の整備をしたことです。立ち入り検査における時間制限などの諸制限の撤廃、命令要件の明確化、消防吏員への一定の措置命令権の付与、命令を発した場合の公示義務、違反者に対する罰則強化などがそれに当たります。

もう一つは、防火管理について、点検報告制度と優良対象物に対する認定制度を設けたことです。

点検報告制度は、一定の知識を持った専門家が防火管理について点検し消防機関に報告する制度です。この制度は、自衛消防隊が整備され消防計画に基づいて訓練が行われているか、とか、避難階段に物品が放置されていないか、などの主としてソフト面について、点検しその結果を消防機関に報告するものです。過去3年間消防法違反がないなど消防機関が優良と認定した対象物については点検報告が免除される制度（認定制度）とセットにして、関係者の負担増に配慮しているのが特徴です。

「専門家」は、消防設備士、建築士など消防防災について一定の知識と実務経験を持った人に一定の講習を行うことなどによって養成していく予定です。

防火対象物の関係者は、点検報告した場合も優良対象物と認定された場合も、所定の表示をすることができます。これらの表示があるものはとりあえず防火管理上問題がないと言えるわけですから、利用者等の選択に資することになり、ひいては改善のインセンティブになる、というわけです。消防機関も、表示のない対象物を重点的に立入検査することにより、効率的な執行が行えます。

また、この法改正に伴い、8月2日に消防法の施行令が改正され、歌舞伎町の火災の教訓を踏まえて、小規模雑居ビルや階段が一つしかないビルについては、自動火災報知設備の設置対象、消防用設備等の設置時検査対象、

点検報告対象などが拡大されたことも知っておいて頂きたいと思います。

日本のビル火災の歴史を振り返ってみると、現在は昭和40年代に比べて随分安全になっています。

当時は、毎年のように10～30人程度の犠牲者を出すビル火災が発生していました。そのような犠牲の上に、昭和40年代には何度も建築基準法令や消防法令の規制強化が行われました。100人以上の死者を出した大洋デパート火災の後、昭和49年に行われた消防法の大改正で特定防火対象物に消防用設備等の設置規制が遡及適用されることになり、建築物の関係者や査察指導を行った消防機関が大変な苦労をしたことなども忘れてはなりません。

しかし、その結果は歴然としています。火災1件当たりの焼損面積が当時に比べて数分の1になり、平成2年の尼崎市のスーパー長崎屋の火災以後10年以上の間、10人以上の死者を出す火災が発生しないなど、防火安全水準の向上はデータにもはっきり現れているのです。

現在のこのような安全性は、もちろん偶然の産物ではありません。法令に基づく防火安全対策を確實に実施してこそ、建築物の安全性が確保されるのです。逆に言えば、防火安全対策がおろそかになれば、安全性は確実に下がっていくということです。

現在、日本は未曾有の不況下にあり、建物の防火管理がおろそかになりがちな状況にあります。一方で、この10年間の消防機関の立ち入り検査の動向をみると、大きな火災がなくなったことなどを反映して、その実施率は急激に減少してきています。

新宿の火災は、このような状況の中で、最も先鋭的な部分に起こるべくして起こったものだったのかも知れないのです。

今回の消防法の改正は、このような時代の動きをいち早くとらえ、もう一度火災予防の原点に立ち戻って、きちんと防火安全対策を行うように、ということだと言えるでしょう。

安全というものは、行うべきことをきちんと実行して初めて得られるものです。先人の方々が築いてくれた日本の建物の防火安全性を失わないようにするためには、相応の努力が必要ですし、そのためには相応のコストをかけていかなければならぬのだと考えています。